

仕様書

1 名称

令和4年度鳥取県土整備事務所車両の車検及び定期点検業務（入札番号1～13）

2 業務の範囲

3の対象車両に対して、別表1及び別表2（以下「各表」という。）の区分欄ごとに次に掲げる業務

(1) 基本点検項目に係る業務

道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第62条の規定に基づく継続検査（以下「車検」という。）及び同法第48条の規定に基づく定期点検整備（以下「定期点検」という。）に係る業務で、自動車点検基準（昭和26年運輸省令第70号）及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）に適合するものとして、各表の基本点検項目の項において入札対象としているもの。

(2) 追加点検項目に係る業務

車検及び定期点検（以下「点検等」という。）に係る（1）以外の業務で、各表の追加点検項目の項において入札対象としているもの。

(3) その他に係る業務

点検等に係る（1）以外の業務で、各表のその他の項において入札対象としているもの。

3 対象車両

入札番号ごとに、別記1「入札対象車両一覧」のとおり

4 点検等の種類及び追加点検項目

入札番号ごとに、別記2「点検項目表」のとおり

5 この業務対象外の部品の交換等

(1) 受注者は2の業務の実施において、国の定める保安基準への適合等のため、この業務の対象とならない部品の交換、調整等（以下「対象外部品交換等」という。）が必要な場合には、発注者とその内容について協議しなければならない。

なお、発注者は対象外部品交換等が必要と判断した場合は、当該費用をこの業務の対象外経費として、別途発注等の手続きを行う。

(2) 受注者は対象車両について、冬期間（令和4年12月1日～令和5年3月末まで）に、故障や不具合により修理・確認等の必要が生じたときは、原則として夜間・休日を問わず対応しなければならない。

なお、発注者は当該費用をこの業務の対象外経費として、別途発注等の手続きを行う。

(3) 点検整備に使用する部品は、原則として純正品とする。

受注者は、やむを得ず純正品以外の部品を使用する場合は、JIS規格品又は同等品を使用することとし、当該部品の使用についてあらかじめ発注者の了解を得なければならない。

6 車両の引き渡し及び納入日時並びに場所等について

(1) 受注者は、車両の引き渡し及び納入日時並びに場所について、発注者と調整の上決定するものとする。

(2) 発注者の保管場所内において、車両の引き渡し及び納入のために他車両の移動を要する場合は、発注者と受注者が協力して行うものとする。

7 その他

(1) 受注者は、別記2「点検項目表」の各業務完了後、直ちに、業務番号ごとに業務完了報告書（点検整備記録簿）及び作業前後・作業中の写真を発注者に提出し完了検査を受けなければならない。

また、5の（1）及び（2）の発注があった場合においても、作業前後・作業中の写真を発注者に提出し、発注

者の確認を得なければならない。

(2) 受注者は(1)の完了検査に合格したときは、当該業務に要する費用を発注者に請求することができる。

(3) 車検に係る法定費用(重量税及び検査手数料)については、受注者において検査機関に対する支払を行うものとする。

なお、受注者は(2)にかかわらず、法定費用については発注者に前金払の請求をすることができる。

法定費用の領収書及び自動車検査証の写しは、業務完了報告書(点検整備記録簿)に添付して提出しなければならない。

その他車検に必要な自動車損害賠償責任保険は、別途発注者が手続きを行い、車検日までに保険証書を受注者に送付するものとする。

<車検>

区分	内容	摘要
基本点検項目	点検項目詳細については、「点検整備記録簿」の該当項目により行うものとする。	入札対象 【点検整備記録簿】 普通貨物、軽特種、小型普通特種 (点検基準「自家用貨物自動車等 別表5」による。) 特種用途、大型貨物、大型特殊、大型特殊(建設機械) (点検基準「事業用自動車等 別表3」による。)
追加点検項目	上記、基本点検項目以外については、別記2「点検項目表」の○印項目のみ実施。 なお、同表中の※印の項目については交換部品代、オイル代、塗料代等を含んだ費用とする。	入札対象 (注) 左記該当項目以外は入札対象外とする。
その他	自動車重量税	入札対象
	印紙代	
	車検代行手数料	
	保安確認点検費用	
	車両運搬・引取納車費	

<定期点検(12ヶ月点検)>

区分	内容	摘要
基本点検項目	点検項目詳細については、「点検整備記録簿」の該当項目により行うものとする。	入札対象 【点検整備記録簿】 普通貨物、軽特種、小型普通特種 (点検基準「自家用貨物自動車等 別表5」による) 軽乗用 (点検基準「自家用貨物自動車等 別表6」による) 特種用途、大型貨物、大型特殊、大型特殊(建設機械) (点検基準「事業用自動車等 別表3」による)
追加点検項目	上記、基本点検項目以外については、別記2「点検項目表」の○印項目のみ実施。 なお、同表中の※印の項目については交換部品代、オイル代、塗料代等を含んだ費用とする。	入札対象 (注) 左記該当項目以外は入札対象外とする。
その他	車両運搬・引取納車費	入札対象